平成２３年（フ）第３０７号
岡山県倉敷市下津井田之浦２丁目４番48号
債務者　山﨑　雅文
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月９日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第３９７号
静岡市葵区音羽町11番５号
債務者　戸塚　実里
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４３３号
静岡市葵区川合２丁目20番６号　大町ハイツＡ―101号
債務者　佐藤　秀夫
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月６日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５３号
栃木県宇都宮市峰１丁目17番25号　近藤ハイム104
債務者　佐藤三千男
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５４号
栃木県宇都宮市清原台６丁目33番29号
債務者　加藤美智子（旧姓大塚）
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月９日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第７２４号
東京都西多摩郡瑞穂町大字石畑1693番地１アサヒハイム105号
債務者　佐藤　健三
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月15日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第２号
静岡県島田市中溝町1478番地の２
債務者　竹中　英揮
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後１時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２１０号
静岡県島田市菊川1352番地の２の１
債務者　岩本　将宜
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午後２時
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第２８７号
静岡市駿河区下川原５丁目13番12号
債務者　福地　史朗
1　決定年月日時　平成23年７月８日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月15日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月８日午前11時30分
静岡地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第４５１号
栃木県矢板市石関1317番地１　石関市営住宅１号棟205号、前住所栃木県那須塩原市一区町281番地324　手塚方
債務者　礒　マユミ
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４５５号
栃木県鹿沼市栄町３―28―10　ハイツパークサイドＢ棟202、住民票上の住所栃木県鹿沼市みなみ町８番地289
債務者　丸山　美香
1　決定年月日時　平成23年７月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第４６７号
栃木県鹿沼市戸張町2435番地　柿清アパート
債務者　堀田　良雄（旧姓山田）
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月16日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第６４号
栃木県栃木市神田町９番10号
債務者　鈴木左江子
1　決定年月日時　平成23年７月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
5　免責審尋期日　平成23年９月30日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２３年（フ）第１５５号
北海道帯広市西20条南４丁目44番４号　ピアグリーンＢ号
債務者　大澤　慶子
1　決定年月日時　平成23年７月８日午前９時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月13日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月20日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

平成２３年（フ）第１０６号
沖縄県沖縄市字宮里462番地　コーポラスＺＥＮ405
債務者　與那嶺豊和
1　決定年月日時　平成23年７月11日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月19日まで
5　免責審尋期日　平成23年10月19日午前10時
那覇地方裁判所沖縄支部